ＩＣＴ活用工事（河床等掘削）積算要領

別紙９

１．適用範囲

本資料は、河川工事における以下の機械土工を、バックホウ（ＩＣＴ施工対応型）により施工する場合に適用する。

積算にあたっては、土木工事標準積算基準書の施工パッケージ型積算基準により行うこととする。

・機械土工 （河床等掘削）（ＩＣＴ）

なお、現場条件によって土木工事標準積算基準書に示すＩＣＴ建設機械の規格よりも小さいＩＣＴ建設機械を用いる場合は、施工パッケージ型積算基準によらず、見積りを活用し積算することとする。

２．発注者指定型における積算方法

河床等掘削（ＩＣＴ）は、ＩＣＴ建設機械による施工歩掛（以下、「河床等掘削（ＩＣＴ）［ＩＣＴ建設機械使用割合 100%］」という。）と通常建設機械による施工歩掛（以下、「河床等掘削（通常）」という。）を用いて積算するものとする。

（１）当初積算

①施工数量の算出

全施工数量に 25%を乗じた値をＩＣＴ施工(河床等掘削(ＩＣＴ)［ＩＣＴ建機使用割合 100%］)の施工数量とし、全施工数量から ＩＣＴ 施工(河床等掘削(ＩＣＴ)［ＩＣＴ建機使用割合 100%］)を引いた値を通常施工(河床等掘削(通常))の施工数量とする。

なお、計上割合を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は「土木工事標準積算基準書第Ⅰ編 第 5 章 数値基準等」によるものとする。

（２）変更積算

現場でのＩＣＴ施工の実績により、変更するものとする。

①ＩＣＴ土工にかかるＩＣＴ建設機械稼働率の算出

ＩＣＴ建設機械による施工日数(使用台数)をＩＣＴ施工に要した全施工日数(ＩＣＴ建設機械と通常建設機械の延べ使用台数)で除した値をＩＣＴ建設機械稼働率とする。

なお、ＩＣＴ建設機械稼働率は、小数点第３位を切り捨て小数点第２位止とする。

②変更施工数量の算出

ＩＣＴ土工の全施工数量にＩＣＴ建設機械稼働率を乗じた値をＩＣＴ施工(河床等掘削(ＩＣＴ)［ＩＣＴ建機使用割合 100%］)の施工数量とし、全施工数量からＩＣＴ施工(河床等掘削(ＩＣＴ)［ＩＣＴ建機使用割合 100%］)を引いた値を通常施工(河床等掘削(通常))の施工数量とする。

ＩＣＴ建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は当初積算に準ずるものとする。

なお、ＩＣＴ施工は実施しているが、ＩＣＴ建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、全施工数量の25%をＩＣＴ施工(河床等掘削(ＩＣＴ)［ＩＣＴ建機使用割合100%］)により変更設計書に計上するものとする。

注）当初及び変更の積算については、ＩＣＴ活用工事（土工）積算要領 「掘削（ＩＣＴ）における積算」を参照

３．受注者希望型における変更積算方法

受注者からの提案・協議によりＩＣＴ施工を実施した場合は、ＩＣＴ施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量はＩＣＴ建設機械の稼働率を用いて算出するものとする。

河床等掘削（ＩＣＴ）の変更積算は、ＩＣＴ建設機械による施工歩掛（以下、「河床等掘削（ＩＣＴ）［ＩＣＴ建設機械使用割合 100%］」という。）と、通常建設機械による施工歩掛（以下、「河床等掘削（通常）」という。）を用いて積算するものとする。

（１）変更積算

現場でのＩＣＴ施工の実績により、変更するものとする。

①ＩＣＴ土工にかかるＩＣＴ建設機械稼働率の算出

ＩＣＴ建設機械による施工日数(使用台数)をＩＣＴ施工に要した全施工日数(ＩＣＴ建設機械と通常建設機械の延べ使用台数)で除した値をＩＣＴ建設機械稼働率とする。

なお、ＩＣＴ 建設機械稼働率は、小数点第３位を切り捨て小数点第２位止とする。

②変更施工数量の算出

ＩＣＴ 土工の全施工数量に ＩＣＴ 建設機械稼働率を乗じた値を ＩＣＴ 施工（河床等掘削（ＩＣＴ）［ＩＣＴ 建設機械使用割合 100%］）の施工数量とし、全施工数量から ＩＣＴ 施工（河床等掘削（ＩＣＴ）［ＩＣＴ 建設機械使用割合 100%］）を引いた値を通常施工（河床等掘削（通常））の施工数量とする。

ＩＣＴ 建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は当初積算に準ずるものとする。

なお、ＩＣＴ 施工は実施しているが、ＩＣＴ 建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、全施工数量の25％をＩＣＴ 施工（河床等掘削（ＩＣＴ）［ＩＣＴ 建設機械使用割合 100%］）により変更設計書に計上するものとする。

注）変更の積算については、ＩＣＴ活用工事（土工）積算要領 「掘削（ＩＣＴ）における積算」を参照

附 則

この要領は、令和２年１１月 １日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年１０月　１日から施行する。